

## 追加的健康確保措置チェックリスト

病院内において追加的健康確保措置（面接指導、就業上の措置、勤務間インターバル）が適切に実施されているかを点検するためのチェックリストです。

自己点検欄に、次の区分で該当する記号を記入してください。

（チェックリスト記入要領）

記号 摘要

- 適正に実施している。
- △ 一部不適：ほぼ適正であるが、一部不適な部分がある。
- × 不適：一部は実施しているが、不十分な場合を含む。
- 該当なし

参考 厚生労働省ホームページ（医療法第25条第1項に基づく立入検査について）

<https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>

番号	調査項目	自己点検	調査結果	備考・参考
	<b>面接指導・就業上の措置</b>			
	<b>(1) 面接指導を実施していることの確認</b>			
1	面接指導の実施年月日が記載されているか。			
2	面接指導対象医師の氏名が記載されているか。			
3	面接指導を行った面接指導実施医師の氏名が記載されているか。			
4	面接指導対象医師の勤務、睡眠、疲労の蓄積、心身の状況が記載されているか。			
5	時間外・休日労働時間が月100時間に達するまでの間に実施されているか。			
6	面接指導実施医師の研修修了証書があるか。			
7	面接指導実施医師が当該医療機関の管理者になっていないか。			
	<b>(2) 就業上の措置が実施されているかの確認</b>			
1	面接指導対象医師の面接指導結果及び意見書に措置の要否や措置の内容が記載されているか。			
	<b>(3) 労働時間短縮の措置</b>			
1	月の時間外・休日労働時間が155時間を超えていた場合、労働時間短縮のための必要な措置の内容が記載されているか。			
	<b>勤務間インターバル・代償休息</b>			
1	特定労務管理対象機関（B、連携B、C-1、C-2）の指定を受けているか。			
2	宿日直勤務がない勤務日について、事前に予定された業務の開始時間から24時間が経過するまでに9時間の継続した休息時間が確保できているか。			
3	9時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか。			
4	「許可あり宿日直」がある勤務日について、事前に予定された業務の開始時間から24時間が経過する前に9時間の継続した許可あり宿日直が確保できているか。			
5	「許可なし宿日直」がある勤務日について、事前に予定された業務の開始時間から46時間が経過する前に18時間の継続した休息時間が確保できているか。			
6	勤務間インターバル中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか。			
7	特定臨床研修医について、事前に予定された業務の開始時間から48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間が確保できているか。			
8	15時間を超えた予定勤務時間分について、次の業務の開始までに代償休息が付与されているか。			

医療機関名

名古屋市